

沖縄県立奥武山総合運動場及び奥武山公園の
指定管理者募集要項

令和7年8月

沖縄県文化観光スポーツ部
スポーツ振興課

沖縄県土木建築部
都市公園課

沖縄県立奥武山総合運動場及び奥武山公園の指定管理者募集要項 目次

1 募集の目的	1 頁
2 指定期間	1 頁
3 施設の概要	1 頁
4 管理運営の基本的な考え方	3 頁
5 指定管理者の業務	3 頁
6 自主事業	4 頁
7 管理運営の基準	4 頁
8 施設使用料の取扱い、施設管理に要する経費等	6 頁
9 応募資格要件	7 頁
10 指定管理者選定スケジュール	8 頁
11 募集要項の配布・現地説明会等について	9 頁
12 申請手続	9 頁
13 選定及び審査基準	11 頁
14 協定の締結	13 頁
15 指定管理者の留意事項	13 頁
16 県と指定管理者の責任分担	14 頁
17 指定管理者の取消し等	14 頁
18 業務の引継	15 頁
19 質問の受付及び回答	15 頁
20 問い合わせ先	15 頁
別表 1 県と指定管理者の業務区分	16 頁
別表 2 県と指定管理者のリスク分担	17 頁

沖縄県立奥武山総合運動場及び奥武山公園の指定管理者募集要項

沖縄県は、沖縄県立奥武山総合運動場及び奥武山公園の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 3 条及び沖縄県都市公園条例（昭和 52 年条例第 41 号。以下「公園条例」という。）第 17 条に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）の募集を行います。

1 募集の目的

現行指定管理者の指定期間が令和 7 年度で満了することに伴い、次期指定期間の管理運営を行う指定管理者を募集します。

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

ただし、自転車競技場については令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 4 年間（※）とします。

（※）令和 13 年度からは、自転車競技場のみ施設が位置する県総合運動公園と一括して同一の指定管理者を公募する予定です。

3 施設の概要

(1) 施設の名称

沖縄県立奥武山総合運動場（※）、奥武山公園

（※）沖縄県立奥武山総合運動場は、自転車競技場の常設化による対象施設の追加及び「沖縄県スポーツ施設」への名称変更等に係る条例改正を予定しています（令和 7 年 9 月議会提案、令和 8 年 4 月 1 日施行予定。）

(2) 施設の所在地

那覇市奥武山町、糸満市西崎、南城市大里、北中城村字渡口

(3) 設置目的

県民の健康の保持増進及び体力の向上を図るとともに、文化の発展に資するため

(4) 施設の規模等

施 設 名		整備年度	概 要
奥武山公園		—	那覇空港から 1 km の位置にある。バス停 4 カ所、モノレール駅 2 カ所が隣接され、交通の便がよいため、各種運動競技会や文化イベント等の会場として利用されている。県内初の運動公園である。
奥武山 総	奥武山 陸上競技場	S40	400m トラック 8 コース 敷地面積 21,311 m ² 、アンツーカー舗装 管理棟（H16 年度整備、軽量鉄骨造地上 1 階、200 m ² ） ※令和 6 年度に照明塔撤去 ※令和 10 年度から 12 年度にかけて、J1 スタジアム建設工事により閉鎖予定。
	奥武山 補助競技場	S40	200m トラック、敷地面積 7,500 m ² ※令和 10 年度から 12 年度にかけて、J1 スタジアム建設工事により閉鎖予定。

合 運 動 場	奥武山 庭球場	S59	敷地面積 12,816 m ² 、13 面オムニコート（全天候型砂入り人工芝） 管理棟（鉄筋コンクリート造、地上 2 階、建築面積 157 m ² 、延床面積 330 m ² ） ※令和元年度に夜間照明の L E D 化工事を実施
	奥武山 水泳プール	S58 H21 改築	敷地面積 13,418 m ² 、25m（庇付き 6 レーン）・50m（屋外 8 レーン）・飛込（屋外）、国内公認 鉄筋コンクリート造、地上 3 階、建築面積 4,305 m ² 、延べ床面積 5,529 m ² 、観客席 1,069 人 ※令和 3 年度に夜間照明の L E D 化工事を実施
	武道館		敷地面積 12,612 m ² 、建築面積 6,458 m ² 、最大収容 3,500 名 鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下 1 階・地上 3 階 ※令和 2 年度に照明の L E D 化工事を実施
	（錬成道場棟）	H 6	延床面積 5,484 m ² 1 階～3 階錬成道場、相撲場、トレーニング室、会議室、修養室、研修室、資料展示室、健康相談室、山岳施設ボルダリング壁（H24 供用開始）
	（アリーナ棟）	H 9	延床面積 7,661 m ² 競技フロア、観客席、舞台、山岳施設リード壁供用開始（H24 供用開始）
	奥武山 弓道場	S48 H23 改築	敷地面積 4,866.97 m ² 、建築面積 1,151 m ² 、延床面積 1,041 m ² 鉄骨・鉄筋コンクリート造、地上 1 階 近的場 10 立、遠的場 6 立、観客席 70 人
	糸満球技場	S57	敷地面積 11,633 m ² 、糸満市内に設置 管理棟（鉄骨・鉄筋コンクリート造、地上 1 階、330 m ² ）
	ライフル射 撃場	S61 H23 改修 被弾防止 板	敷地面積 13,734 m ² 、南城市内に設置 鉄骨・鉄筋コンクリート造、地上 1 階、建築面積 1,400 m ² スモールボア棟 延床面積 600 m ² 、26 射座 エアーライフル、ビームライフル棟 延床面積 800 m ² 、26 射座
	自転車競技場	S61	敷地面積 22,800 m ² 、周長 333m 管理棟（鉄筋コンクリート造、地上 2 階、146 m ² ）

(5) 開場時間、休場日

- ・開場時間（条例第 9 条、別表第 1）

施設名	開場時間
奥武山陸上競技場 武道館 奥武山弓道場 ライフル射撃場	午前 9 時から午後 9 時まで

奥武山補助競技場 糸満球技場	午前9時から午後6時30分まで
奥武山庭球場	午前7時（4月1日から9月30日までの間は、午前6時30分）から午後9時まで
奥武山水泳プール	4月29日から10月31日まで 午前9時から午後9時まで
自転車競技場	午前9時から午後7時まで（5月1日から8月31日までの間は、午後8時まで）

・休場日（条例第8条）

定期休場日 火曜日、年末年始休場日 12月28日から1月4日まで

（ただし、奥武山公園については、年中無休です。）

また、指定管理者は知事の承認を得て、臨時に開場時間または休場日を変更することができます。

4 管理運営の基本的な考え方

沖縄県立奥武山総合運動場及び奥武山公園（以下「運動場等」という。）は公の施設であることから、指定管理者は運動場等に求められる公共性を十分理解し、施設利用の平等性、公平性、守秘義務の確保等に努める必要があります。

5 指定管理者の業務

指定管理者は次の業務を行うものとします。業務の詳細については、別紙「沖縄県立奥武山総合運動場及び奥武山公園管理運営に関する業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

(1) 運動場等の運営に関する業務

- ① 必要なスタッフの配置
- ② 文書の管理・保存
- ③ 施設に係る情報提供
- ④ サービス向上対策の企画・立案等
- ⑤ 苦情・陳情・要望等への対応
- ⑥ 事故処理
- ⑦ 緊急時・災害時の対応

(2) 運動場等の利用に関する業務

- ① 施設の利用の許可（許可の取消や行為の制限等を含む）
- ② 利用料金の徴収（減免、還付を含む）
- ③ 利用者の安全確保及び安全指導等
- ④ 各種競技団体等を対象とした調整会議の開催

(3) 運動場等の維持及び管理に関する業務

- ① 警備
- ② 不審者等への対応
- ③ 施設や備品の保守点検及び修繕
- ④ 施設内の清掃
- ⑤ 公園内の清掃、植栽の管理
- ⑥ 利用者の誘導案内

(4) スポーツの普及・振興に係る業務

- ① スポーツ教室の開催等スポーツに関する自主事業

- ② 住民の平等利用を阻害しない範囲内でのその他の自主事業
- (5) その他の業務
 - ① 事業計画書及び収支計算書の作成及び提出
 - ② 事業報告書の作成及び提出
 - ③ 利用状況に係る統計処理及び分析
 - ④ その他設置目的を達成するために必要な業務

6 自主事業

- (1) 指定管理者は、自己の責任と費用により、運動場等の利用促進・活性化に資する事業（以下「自主事業」という。）を行うことができます。
- (2) 自主事業から得られる収入は指定管理者の収入とします。
- (3) 自主事業の実施にあたっては、事前に県に対して提案を行い、承認を得る必要があります。
- (4) 事業計画書において提案された自主事業の可否については、県と指定管理者との間で締結する協定（以下、「協定」という。）を締結する際にあらためて協議するものとします。
なお、提案した自主事業が認められることが応募の条件である場合は、必ずその旨を事業計画書に明記してください。
- (5) 自主事業の提案について、指定管理者候補者選定の際の評価対象とします。
- (6) 自主事業の提案にあたっては、下記の点に留意してください。
 - ① 運動場等の設置目的及び管理運営の基本的な考え方に沿ったものであること。
 - ② 指定管理者の管理運営業務に支障を与えるものではないこと。
 - ③ 公共性の確保が図られていること。
- (7) 自主事業実施にあたって県有施設を使用する場合は、他の一般利用者と同様に施設の使用手続を行うとともに、利用料金の支払いが必要です。

7 管理運営の基準

指定管理者は、次の事項及び別紙「仕様書」に従い、運動場等の管理業務を実施します。

- (1) 関係法令等の遵守
 - ① 地方自治法、同施行令、同施行規則
 - ② 都市公園法、同施行令、同施行規則
 - ③ 沖縄県都市公園条例、同施行規則
 - ④ 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例、同施行規則
 - ⑤ 沖縄県の休日定める条例
 - ⑥ 施設設備の維持管理に関する法令
 - ・水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律
 - ・建築基準法（建築設備の定期点検等）
 - ・電気事業法（技術基準の維持等）
 - ・消防法（消防計画の提出等）
 - ⑦ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法のほか労働関係法令
 - ⑧ 個人情報保護の法律、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行条例
 - ⑨ その他の関係法令等
- (2) 沖縄県行政手続条例の適用
指定管理者は、沖縄県行政手続条例第2条第1項第3号の「行政庁」に該当するため、

処分等の手続は同条例の規定に基づいて行われなければなりません。

(3) 沖縄県暴力団排除条例の適用

指定管理者は、当該施設の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認められる場合は沖縄県警察本部に照会し、必要に応じて排除措置（利用の承認をしない、又は利用の承認を取り消すこと）を講じてください。

(4) 業務執行体制

① 文書取扱規程の整備

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、沖縄県文書管理規程、同運用通知に準じ、別途文書の管理に関する規程等を定めるものとします。

② 情報公開規程の整備

指定管理者が業務実施にあたり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開について、別途情報公開規程等を定めるものとします。

③ 手続規程等の整備

指定管理者は、使用許可の取消しなど行政処分の実施に係る手続規程の整備を行い、適正な執行体制を確保するものとします。

また、施設の利用上の利用者指導については、沖縄県行政手続条例の行政指導の規定の趣旨に則った対応をとるものとします。

④ 個人情報保護の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるものとします。

指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者、若しくは従事していた者は、同法第 67 条の規定に基づき、その職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。

個人情報の漏えい等の行為には、同法第 176 条及び第 180 条に基づく罰則規定があります。

⑤ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

⑥ 区分経理・会計体制の確立

指定管理者は、会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な現預金等の管理を行います。また、現金を扱う場合には、その取扱いに係る規程を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

⑦ 業務委託の制限

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部において、あらかじめ県が認めた場合はこの限りではありません。

＜委託可能業務例示＞

・警備業務、植栽業務、施設設備維持管理業務、清掃業務など

⑧ 他施設の指定管理協定の締結の有無（該当ありの場合、管理職員の兼務状況等）

他施設も含めた企業・団体全体の体制図を提出してください。他施設の指定管理において管理職員が兼務となっている場合、適切に監理運営ができるか審査を行います。

(5) 業務に必要な物品の調達

指定管理業務の実施に必要な県所有の物品等は、指定管理者に無償で貸与します。

なお、「備品一覧表（奥武山総合運動場）」に記載されていないものについては、業務

開始までに別途指定管理者が用意するものとします。

指定管理者は、貸与を受けた物品等について、指定期間中、台帳を備えて数量、使用場所、使用状況等を把握するなどして適正に管理するとともに、常に良好な状態に保つものとします。

指定管理期間中に、上記貸与物品の劣化による更新等で新たな物品が必要となった場合は、県が直接又は県が指定管理者に指示して調達させることとし、当該物品の所有権は県に帰属するものとします。

また、施設の集客力向上、サービス向上等のために指定管理者が購入する物品について、当該物品は指定管理者に帰属するものとします。これらの物品の購入を実施する場合には、事前に県と協議を行ってください。

(6) 公平性の確保

運動場等の管理運営にあたっては、住民の平等な利用機会を確保してください。

なお、県主催等の公共性の高い利用については、優先的な利用を確保してください。

(7) 賠償責任保険への加入

指定管理者は、施設利用者等の事故等に備え、賠償責任保険に加入するものとします。

(8) 指定管理者名等の表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者として県の連絡先を施設内に表示するとともに、案内パンフレット等に明記することとします。

8 施設使用料の取扱い、施設管理に要する経費等

(1) 施設使用料の取扱い

① 利用料金制の採用

運動場等においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。施設の利用料金は、指定管理者の収入とします。

② 利用料金の額

条例第 14 条第 2 項及び公園条例第 25 条第 2 項の規定に基づき、条例及び公園条例の別表に定める基準額に 100 分の 70 を乗じて得た額から当該基準額に 100 分の 130 を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定します。

利用料金収入は運動場等を利用する日の属する年度の収入とします。

指定管理期間中、他県や県内市町村の施設利用料金を調査のうえ、必要に応じて基準額の変更を行うことがあります。

③ 利用料金の減免

県が別に示す基準による利用については、条例第 15 条及び公園条例第 26 条の規定により、公益上その他特別の理由があるものとして、利用料金を減額し、又は免除することについて、特に配慮してください。

(2) 施設管理に要する経費等

① 県は、管理運営経費として、提案された収支計算書を基に、指定管理料を支払います。

会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）を基準とし、支払時期や方法は協定書において定めます。

② 指定管理料は次の額を上限とします。県が支出する指定管理料がこの額の範囲内に収まるよう提案して下さい。

収支計算書に記入された 5 年間の指定管理料の合計が上限額の合計（奥武山総合運動

場管理分 960,735 千円（※）、奥武山公園管理分 331,825 千円、消費税及び地方消費税を含む）を上回る金額であった場合は、失格とします。

指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）		
	奥武山総合運動場 管理分	奥武山公園管理分
令和 8 年度（R8. 4. 1～R9. 3. 31）	179,580 千円	59,779 千円
令和 9 年度（R9. 4. 1～R10. 3. 31）	183,668 千円	64,227 千円
令和 10 年度（R10. 4. 1～R11. 3. 31）	193,348 千円	66,598 千円
令和 11 年度（R11. 4. 1～R12. 3. 31）	199,578 千円	69,218 千円
令和 12 年度（R12. 4. 1～R13. 3. 31）	204,561 千円	72,003 千円
合計	960,735 千円	331,825 千円

（※）奥武山総合運動場管理分の上限額については、奥武山総合運動場の利用料金基準額の見直し及び自転車競技場の常設化に係る条例の一部改正に向けて調整中であり、沖縄県議会の承認による議決を前提とした内容となっております。（令和 7 年 9 月議会提案、令和 8 年 4 月 1 日施行予定。）

- ③ 指定期間中において、工事等により、施設の管理運営内容に変更が生じる場合は、指定管理料を見直すことがあります。
- ④ 指定管理料は、利用料金の減免を行った場合でも、その分の補てんは行いません。

(3) 会計の区分

運動場等の管理に関する会計は独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分してください。また、指定管理業務に係る県収入及び指定管理料は区分して経理してください。

9 応募資格要件

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次のすべての要件を満たす者とします。

- ① 法人、その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- ② 沖縄県内に主たる事務所又は事業所を有すること。共同企業体の場合は、代表となる法人等が県内に主たる事務所又は事業所を有し、他の構成員は県内に事務所又は事業所を有すること。
- ※ 主たる事務所又は事業所とは、税等の法令上の用語で、いわゆる本店に当たるものとし、事務所又は事業所とはいわゆる支店に当たるものとする。
- ③ 国税及び地方税の滞納がない法人等であること。
- ④ 運動場等の設立趣旨を十分理解し、管理運営にあたっての知識と経験を有する法人等であること。
- ⑤ 施設管理の総括責任者を専任で配置できる法人等であること。
- ⑥ 指定期間中に、解散・廃止のおそれがない法人等であること。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する法人は、応募することができません。仮に申請が受け付けられた場合でも、申請は無効となります。

- ① 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等
- ② 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている法人等
- ③ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所

をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である法人等

- ④ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している法人等
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している法人等
- ⑦ 役員等(法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行う団体
- ⑧ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- ⑨ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する団体は、指定管理者の選定審査の対象から除外します。

- ① 指定管理者制度運用委員会委員に、選定審査に関する照会や要求を行ったり、個別に接触をした場合
- ② 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ その他不正な行為があった場合

(4) 共同企業体で応募する際の注意事項

共同企業体については、以下のとおりとします。

- ① 代表者又は代表となる団体(出資額の割合が最大のものをいう)を決定すること。
- ② 指定管理者の選定後、県と指定管理者との間で締結する協定は、代表者又は代表となる団体を中心に行うこととなるが、協定に関する責任は共同企業体の構成員全員で負うこと。
- ③ 共同企業体については、建設業協会で行われている共同企業体の方式に準じて構成すること。
- ④ 各構成員が応募資格を満たすこと。欠格条項、失格事項は、各構成員についても適用する。
- ⑤ 同一団体が複数の共同企業体にまたがり、応募することはできない。

10 指定管理者選定スケジュール

指定管理者の選定は、次のスケジュールを予定しています。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 募集要項等の公表 | 令和7年8月21日(木) |
| (2) 指定管理者募集に係る施設見学会 | 令和7年9月4日(木) |
| (3) 公募に関する質問の受付期限 | 令和7年9月22日(月) |
| (4) 申請書類等の提出期限 | 令和7年10月20日(月) |
| (5) 指定管理者制度運用委員会による審査 | 令和7年11月上旬予定 |
| (6) 選定結果の公表 | 令和7年11月中旬予定 |
| (7) 県議会への指定管理者指定議案の上程 | 令和7年11月定例会予定 |
| (8) 指定管理者の指定 | 令和7年12月予定 |

(9) 指定管理者との協定締結

令和8年3月予定

(10) 業務開始

令和8年4月1日(水)

11 募集要項の配布・説明会等について

(1) 募集要項等の配布

①配布期間 令和7年8月21日(木)～令和7年10月20日(月)

②配布方法

・沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課ホームページからダウンロード

【ホームページアドレス】

<https://www.pref.okinawa.jp/bunkakoryu/sport/1009750/1035983.html>

③配布書類

- ・沖縄県立奥武山総合運動場及び奥武山公園の指定管理者募集要項
- ・沖縄県立奥武山総合運動場及び奥武山公園管理運営に関する業務仕様書
- ・体育施設に係る清掃業務水準書
- ・奥武山公園管理水準書

(2) 現地説明会及び施設見学会の開催

募集要項の説明、施設見学(但し、工事中の為立ち入りが規制されている区域の見学は除く)を行うため、次のとおり説明会を開催します。

①開催日時 令和7年9月4日(木)午後10時00分から午後12時00分まで

※希望者なしの場合は開催いたしません、

②集合場所 県立武道館研修室(那覇市奥武山町52番地)(予定)

③参加申込方法

- ・参加希望者は令和7年8月29日(金)までに「現地説明会参加申込書」(第9号様式)によりFAXまたはメールで提出して下さい。
- ・参加人数は各団体2名までとします(ただし、共同申請者も1団体とみなします)
- ・現地説明会当日は、本募集要項、業務仕様書、清掃業務水準書、公園管理水準書を持参願います。

④申込先 沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課(指定管理者公募担当)

FAX: 098-866-2729 E-mail: aa082200@pref.okinawa.lg.jp

12 申請の手続き

(1) 募集の単位

募集対象	募集形態
奥武山総合運動場(奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場、ライフル射撃場、自転車競技場)、奥武山公園	一括公募

(2) 申請書の提出

① 受付期間	令和7年10月6日(月)から令和7年10月20日(月)まで (ただし、土曜・日曜・祝祭日は除きます。)
② 受付時間	午前9時～午後5時まで (持参の場合は正午から午後1時を除きます。)
③ 提出方法	沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課(県庁8階)に郵送又は持参してください。なお、郵送の場合は10月20日(月)17:00必着とします。

(3) 提出書類

書類名	様式番号
1 指定管理者指定申請書 ・誓約書 ・団体概要書 ・共同企業体構成員表（複数の法人等で申請する場合） ・共同企業体協定書	第1号様式 第2号様式 第3号様式 第4号様式 第5号様式
2 事業計画書	第6-1号様式 ～第6-10号様式
3 添付書類 ア 法人である団体にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（3ヵ月以内のもの） イ 法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。） ウ 過去3ヵ年における事業報告書、貸借対照表、収支（損益）計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録） エ 役員の氏名、住所、生年月日、履歴を記載した書類（役員名簿等） オ 団体の組織図や業務執行体制等が分かる書類 ※ 複数施設の指定管理者である場合又は複数施設の指定管理候補者として申請書を提出している場合は、管理する施設（予定を含む。）すべてを含む団体の組織図や業務執行体制が分かる書類 カ 法人である団体にあつては、過去3ヵ年における国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書及び沖縄県納税証明書（全税目）及び所在市町村納税証明書（全税目） キ 法人でない団体にあつては、過去3ヵ年における代表者の国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書、沖縄県納税証明書（全税目）及び所在市町村納税証明書（全税目） ク 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 ※ 共同申請の場合は、各構成団体すべてにおいて、上記3の申請に関する添付書類をすべて提出して下さい。	第7号様式

(4) 提出書類の様式

- ① 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A4に統一して下さい。

提出書類に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限ります。

- ② 提出書類は、下欄にページ数を記載して下さい。
 - ③ 提出部数は、A4フラットファイルにファイリングしたものを正本1部、副本12部（正本の複写可）とします。
- (5) 提出書類の著作権、情報公開
- ① 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、沖縄県は指定管理者の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容の全部及び一部を使用できるものとします。
 - ② 提出された書類は返却しません。
 - ③ 提出された書類は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき取り扱います。
- (6) 申請にあたっての留意事項
- ① 申請にあたっては、法人等の名称等、申請のあった事実が公表されることを十分理解した上で行って下さい。
 - ② 県が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用してはなりません。
 - ③ 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
 - ④ 提出書類の差し替え、書類追加は原則として認めません。
 - ⑤ 取り下げ後の再提出は原則として認めません。
 - ⑥ 必要に応じ追加資料の提出、書類の内容についての説明を求めることがあります。
 - ⑦ 申請内容について虚偽等が確認されたときは、選定の対象者から除外します。
 - ⑧ 指定管理者制度運用委員会委員に対し、本件申請についての個別の接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格とします。
 - ⑨ 申請書類等の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届を提出してください。様式は任意です。
 - ⑩ 申請書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとします。

13 選定及び審査基準

(1) 選定方法

指定管理候補者の選定は、次のとおり行います。

① 応募資格審査

指定管理者指定申請書の提出後、沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課において、申請者の資格要件の適否審査を行います。資格を満たさない場合又は確認できない場合若しくは指定管理料の上限額を超過する場合又は募集要項、仕様書等で要求される基準を1つでも満たしていない場合は、その時点で失格とします。

② 委員会による審査

「沖縄県立奥武山総合運動場及び奥武山公園に係る指定管理者制度運用委員会」（以下、「委員会」という。）が、提出書類及び応募者によるプレゼンテーション（10月下旬に、応募状況に応じて予定）について審査を行い、最も点数の高い者を指定管理者候補者として選定します。

なお、次の要件に1つでも該当した場合、失格とします。

- ア 指定管理業務を遂行できる財務状況にないと判断された場合
- イ 施設の管理運営能力がないと判断された場合
- ウ 現状の管理水準を維持できないと判断された場合
- エ 適正な人員配置が困難と判断された場合

また、指定管理者の候補者において正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者の候補者を選定します。

委員会では、必要に応じて、施設関係者等の意見を聞くことがあります。

※ 採点にあったっては、サービスの維持向上及び稼働率アップ（集客等）の取り組みについての評価に比重が高まるよう配点されます。

※ 委員会で指定管理候補者として選定された団体は、沖縄県議会の承認を経て知事が指定管理者として指定します。

(2) 審査基準

次の5項目全てを評価する総合評価方式により選考します。

① 適格性：事業遂行主体としての適格性等（配点 14 点）

健全性（配点 6 点）

- ・ 指定管理業務を遂行できる経営状況にあるか
- ・ 指定管理業務を継続していける財務状況にあるか

公平性（配点 4 点）

- ・ 公平な施設利用、利用料金の減免等の考え方となっているか
- ・ 公平な利用者への要望の対応となっているか
- ・ 再委託する場合、業務内容、委託先が適切かどうか

安全性（配点 4 点）

- ・ 適正な人員が配置できるか
- ・ 他施設の指定管理協定の締結の有無
- ・ 施設管理に関して経験や知識があるか
- ・ 事故防止などの安全管理対策及び急病、事故、災害発生時など緊急時の対応及び実施体制は十分なものとなっているか
- ・ 労働法令の遵守、雇用・労働条件への適切な配慮に取り組んでいるか

② 効率性：コスト低減（配点 4 点）

- ・ 県が支出する指定管理料を低く抑えられるか

③ 効果性：サービスの維持向上（配点 6 点）

- ・ 施設の設置目的を正しく理解しているか
- ・ 施設点検、修繕、清掃、警備、植栽管理及び利用者特に貢献している自主事業等において、現状の管理水準を維持できるか
- ・ サービスを向上させるための実行可能な提案があるか
- ・ これまでにない新たな視点、取り組みがなされているか

④ 収益性：稼働率アップ（集客等）の取組（配点 6 点）

- ・ 管理運営、利用促進に向けた意欲を有しているか
- ・ 利用者を増やすためのイベント（自主事業）等の実施計画があるか

⑤ 妥当性：適切な事業計画（配点 4 点）

- ・ 計画書を実行するための人員、時間、予算の裏付けはあるか

※ 委員ごとの合計点を集計して算出した総合得点が、総合点数（34 点満点×委員数）の 5 割以下の団体は指定管理候補者として選定しないものとします。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、申請者に通知するとともに、県ホームページで公表します。なお選定結果に対する異議及び電話等による問合せには応じられません。

14 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の候補者は、議会の議決によって正式に指定管理者の指定が行われます。指定管理者の指定後、知事は速やかに、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」を指定管理者と締結します。また、年度ごと（4月1日～翌年3月31日）に締結する「年度協定」を別途締結します。

(2) 協定締結ができない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、知事はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 応募資格要件を喪失したとき。
- ⑤ 申請内容について、虚偽等が確認されたとき。

15 指定管理者の留意事項

(1) モニタリングの実施

指定管理者は、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」及び「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」等に基づき、施設の適切な利活用、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等適当な手段により、意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映等について県へ報告するものとします。

(2) 指定管理業務及び自主事業に係る事業報告書等の提出

指定管理者は、次のとおり、指定管理業務月報、事業計画書及び収支計算書、事業報告書等を県に提出するものとします。

- ① 業務月報・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 毎月（翌月20日まで）
- ② 上半期報告書（4月1日～9月30日までの事業実績）・・・・・・ 毎年10月20日
- ③ 年間事業計画書及び収支予算書（翌年度計画）・・・・・・ 毎年2月末
- ④ 年次報告書（4月1日～翌年3月31日までの事業実績）・・・・・・ 毎年4月末
- ⑤ その他県が必要と認める書類

(3) 指定管理業務等の評価

県は、指定管理業務に関して、基本協定書及び年度協定書（以下「協定書」という。）等に従って適切に管理運営を行っているかどうかについて、適時、関係書類の閲覧又は提出等を求め、若しくは調査することにより、指定管理業務に関する評価を行います。このとき、指定管理者は、速やかに報告書等を提出し、又は調査に協力してください。

なお、評価の結果、指定管理者の行う指定管理業務が、協定書等の水準（以下「要求水準」という。）に達していないと県が判断した場合、県は業務の改善等必要な指示を行います。

① 定期評価

県は、指定管理者から事業報告書の提出があったときは、指定管理業務の内容が要求水準を満たしているかについて確認を行います。

② 随時評価

県は、必要があると認めたときは、指定管理業務及び経理の状況に関し指定管理者に報告を求め、又は施設内において指定管理業務の調査を行うことがあります。

(4) 監査

指定管理者は、地方自治法第 199 条第 7 項、第 252 条の 37 第 4 項、第 252 条の 42 第 1 項及び沖縄県外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づき、指定管理者が行う管理の業務に係る出納関連の事務等について、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けることとなります。

16 県と指定管理者の責任分担

県と指定管理者の業務区分は別表 1、また、県と指定管理者のリスク分担は別表 2 のとおりとします。

ただし、いずれにも定めのない業務やリスクが生じた場合又は疑義が生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、業務区分及びリスク分担を決定するものとします。

※「リスク」とは、協定締結の時点で想定できない事由によって損失が発生する可能性のことを指します。

17 指定管理者の取消し等

(1) 事業継続困難時の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。

なお、共同企業体が指定管理者の場合において、指定管理者は、その構成団体の一部が倒産等により事業の継続が困難となった場合は、県と協議するものとします。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

(3) 指定管理者の取り消し等

県は、下記のいずれかに該当する場合、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

- ① 指定管理者の倒産又は指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理運営を継続することができないと認められる場合。
- ② 社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合。
- ③ 指定管理期間中に応募資格要件等の条件を満たさなくなった場合。
- ④ 指定管理業務の内容改善に関する県からの指示に対し、指定管理者が指示に従わなかった場合。

(4) 損害賠償について

前記(3)の措置により、指定管理者の指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、県に損害が生じた場合には、指定管理者は県に対し損害の責めを負うこととなります。

(5) 疑義の解決

業務の遂行に際し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

18 業務の引継

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、指定管理者は円滑な引き継ぎに協力しなければなりません。

なお、現在、管理業務に従事している者について、安定的なサービスの提供、ノウハウの継承の観点から、再雇用を希望する者については、配慮してください。

19 質問の受付及び回答

募集要項、仕様書若しくは参考資料等に関する質問を次のとおり受け付けます。

①受付期間	令和7年9月5日（金）から令和7年9月22日（月）まで
②受付方法	別紙の質問票（第8号様式）を沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課に持参又は郵送、FAX、電子メールのいずれかで期間内に送付してください。 なお、受付期間外の質問又は口頭・電話による質問には回答致しませんので、ご注意ください。

20 問い合わせ先

沖縄県文化観光スポーツ部 スポーツ振興課 指定管理者担当

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 県庁8階

電話：098-866-2708 FAX：098-866-2729

メールアドレス：aa082200@pref.okinawa.lg.jp（スポーツ振興課代表端末）

別表 1

県と指定管理者の業務区分

業務の種類	業務内容		区分	
			県	指定管理者
施設の 維持管理	植栽管理	樹木、草地、芝生、花壇等の維持・育成		○
	工作物管理	園路、広場、休養施設、管理施設等の維持・小規模修理		○
	清掃	塵芥、便所等の清掃		○
	点検巡視	植物、工作物の点検巡視		○
	整備・改善	建築物等の新築、増築、大規模修繕	○	
施設の 運営管理	安全巡視	パトロール、救護等		○
	利用指導	施設案内、利用方法の指導、苦情対応、県民協働等		○
	利用増進	広報、催事の実施、利用促進		○
	災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置		○
		本格復旧	○	
法的管理	許認可等	行為許可、利用の禁止		○
		設置管理許可、占用許可	○	
		有料施設の利用許可、利用料徴収		○

別表 2

県と指定管理者のリスク分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	指定管理者
支払い遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により県からの経費の支払の遅延によって生じた場合	○	
	上記以外の場合		○
物価・金利変動	物価変動・金利変動により発生した損失または費用等の負担		○
行政上の理由による事業変更	行政上の理由から、施設管理、運営管理の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその維持管理費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然災害又は人為災害）に伴う施設、設備の修復による経費の増及び事業履行不能	○	
書類の誤り	維持管理基準等、県が責任を持つ書類誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設や設備の損傷	経年劣化によるもの（小規模なもの： <u>体育施設 150 万円未満、公園 100 万円未満</u> ）		○
	経年劣化によるもの （指定管理者の責めに帰すことのできない損傷）	○	
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの： <u>体育施設 150 万円未満、公園 100 万円未満</u> ）		○
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、引継に要する費用		○
指定期間中における「公の施設」の追加・変更	指定期間中に「公の施設」を追加する可能性があります。この場合、協議により指定管理料の増減が発生することがあります。 【面積・時期等未定】（予定内容は別紙「管理運営仕様書」を参照）	協議事項	